

# 川崎市再生利用指定制度に関する要綱

(平成31年3月1日制定)

## (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定並びに川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年3月26日規則第28号。以下「細則」という。）の規定に係る「廃棄物再生利用指定業」の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

## (事前協議)

第2条 次に掲げる者（以下「事前協議申込者」という。）は、廃棄物再生利用指定業事前協議申込書（様式第1号）を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- (1) 細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業（再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合に限る。）
- (2) 細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生活用業（再生利用のための廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）の指定の申請をしようとする者
- (3) 細則第33条第2項の規定による事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行わない廃棄物再生輸送業を除く。）

2 事前協議申込書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事前協議申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。

4 第1項の事前協議申込書及び第2項の添付書類を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。

5 市長は、事前協議において必要と認めるときは、事前協議申込者に対し、計画の改善等を求めるものとする。

## (事業計画書)

第3条 次に掲げる者（以下「事業計画者」という。）は、第5条に規定する指定申請の前に申請区分に応じて廃棄物再生輸送業事業計画書（様式第2号）又は廃棄物再生活用業事業計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

(1) 前条に規定する事前協議を経た者

(2) 細則第33条第1項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）

(3) 細則第33条第2項の規定による申請のうち廃棄物再生輸送業の事業の範囲の変更の指定の申請をしようとする者（積替え又は保管を行う場合を除く。）

(4) 細則第35条の規定による届出をしようとする者のうち、事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等に関する変更を行おうとする者

2 事業計画書には、別表1に定める添付書類を添付するものとする。

3 事業計画書及び添付書類の提出部数は、正本1部、その写し2部とする。

4 第1項の事業計画書及び及び第2項の添付書類を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるものを除く。

5 市長は、事業計画書の確認の過程において、事業計画者に対し、計画の変更等を指導し、又は提出された事業計画書の訂正等を指示することができる。

## (周辺住民等への周知)

第4条 第3条に規定する事業計画の確認を受けた者は、当該事業計画について、次に規定する者（以

下「周辺住民等」という。)へ周知するものとする。

ただし、廃棄物再生輸送業の指定の申請をしようとする者で積替え又は保管を行わない場合、工業専用地域及び工業地域を積替え又は保管の事業用地とする場合、廃棄物再生活用業の指定の申請をしようとする者で、工業専用地域を再生利用のための廃棄物の処分の事業用地とする場合、その他周辺住民等への影響のおそれが極めて少ないとして市長の確認を得た場合を除く。

- (1) 事業用地が借地のときは、土地の地権者
  - (2) 原則として処理施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
  - (3) 隣地の地権者
  - (4) 近隣の農業関係者(土地改良組合施行区画内にあるときは、同組合を含む。)
  - (5) 近隣の水路利用者(水路利用組合があるときは、同組合を含む。)
  - (6) 上記以外で、市長が必要と認める者
- 2 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行う場合は、あらかじめ、事業計画周知計画書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
  - 3 事業計画周知計画書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
  - 4 第2項の事業計画周知計画書を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。
  - 5 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行った場合は、速やかに、要綱に定める事業計画周知報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
  - 6 事業計画周知報告書の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。
  - 7 第5項の事業計画周知報告書を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。
  - 8 事業計画者は、事業計画に関して、周辺住民等との合意形成が図れない場合は、事業計画の見直しを行うものとする。

(指定申請)

第5条 細則第33条第1項の規定による廃棄物再生利用指定業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、廃棄物再生利用指定業者指定申請書(細則第28号様式)により市長に申請しなければならない。

(指定の対象となる廃棄物)

第6条 指定の対象とする廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物とする。

- (1) ばいじん又は燃え殻であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの
- (3) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(指定の基準)

第7条 廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。(法人にあっては、市内に事務所を有すること。)
- (2) 排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- (3) 排出者から再生輸送について代金を受領する場合は、その代金が当該再生輸送に要する費用を超えず、再生輸送が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあってはその限りではない。
- (4) 一般廃棄物に係る指定にあっては法第7条第5項第4号イからルまで、産業廃棄物に係る指定にあっては法第14条第5項第2号イからへまでに該当しないこと。
- (5) 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。

- (6) 受け入れた廃棄物は、全て再生活用施設又は再生利用現場に搬入されること。
- (7) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (8) 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。また、積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (9) 廃棄物の再生輸送を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。
  - ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表2のとおりとする。）。
  - イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。
- (10) 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (11) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (12) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (13) 合理的な理由が認められる場合を除き、積替え又は保管を行わないこと。そのうえで、必要な積替え又は保管を行う場合の積替え保管施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (14) 一般廃棄物に係る指定にあつては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

2 廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有すること。（法人にあつては、市内に事務所を有すること。）
- (2) 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
- (3) 排出者から再生活用について代金を受領する場合は、その代金が当該再生活用に要する費用を超えず、再生活用が営利を目的としないものであること。ただし、建設汚泥にあつてはその限りではない。
- (4) 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあつては法第7条第5項第4号イからルまで、産業廃棄物に係る指定にあつては法第14条第5項第2号イからへまでに該当しないこと。
- (5) 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を有すること。さらに、当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
- (6) 受け入れる廃棄物は、その大部分が再生利用の用に供されること。
- (7) 当該再生品の性状が利用者の需要に適合しており、再生品の利用が見込まれること。
- (8) 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (9) 廃棄物の保管施設は、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- (10) 廃棄物の再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときはその限りではない。
  - ア 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表3のとおりとする。）。
  - イ 上記アの修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う

役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

- (1 1) 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (1 2) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
- (1 3) 廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用現場への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであること。
- (1 4) 再生活用施設の事業用地については、原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等の間に十分な距離が保たれていること。
- (1 5) 再生活用は循環資源の全部又は一部を原材料として利用するもの（原則として熱回収に該当し得る再生利用を除く。）であること。
- (1 6) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- (1 7) 一般廃棄物に係る指定にあつては、申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること。

#### （指定）

第8条 市長は、第5条の規定による申請が前条に規定する基準に適合していると認めるときであつて、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断されるときでなければ、指定してはならない。

- 2 前項に規定する指定には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。
- 3 指定に際して、当該指定日の5年後の前日までの期限を付す。指定を受けた者が、期限後も継続して再生利用指定業の指定を受けようとする場合は、期限満了前に、期限後に係る指定申請を行い、指定を受けなければならない。ただし当該申請については、第2条及び第4条に規定する手続について省略する。
- 4 前項の申請があつた場合において、期限満了前に申請に対する処分がされないときには、従前の指定は、期限満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

#### （標準処理期間）

第9条 再生利用指定制度の指定に係る標準処理期間は、申請書の受理後、70日とする。ただし、不備な申請を補正するための期間、申請後に申請内容を変更する期間及び施設の建設に必要な期間は、これに含まないものとする。

#### （事業範囲の変更の指定）

第10条 第5条から第9条までの規定は、細則第33条第2項に規定する指定の申請について準用する。この場合において、第5条中「細則第33条第1項の」とあるのは「細則第33条第2項の」と、「廃棄物再生利用指定業者指定申請書（細則第28号様式）」とあるのは「廃棄物再生利用指定業者事業範囲変更指定申請書（細則第29号様式）」と読み替えるものとする。

#### （指定を受けた者の責務）

第11条 指定を受けた者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間における再生利用実績を廃棄物再生利用指定業実績報告書（様式第6号（再生輸送業）、様式第7号（再生活用業））により報告すること。

- 2 廃棄物の再生輸送又は再生活用にあつては次のように行うこと。
  - (1) 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - (2) 再生輸送又は再生活用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 廃棄物再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、廃棄物再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。

- 4 指定を受けた者は、周辺住民等から求めがあった場合は、事業内容の説明を行わなければならない。
- 5 その他市長が指定に際して付した条件を遵守すること。

(名義貸しの禁止)

第12条 指定を受けた者は、自己の名義をもって、他人に対象廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(不利益処分)

第13条 市長は、指定を受けた者が第7条に規定する指定の基準に適合しなくなると認めるとき、第11条に規定する責務を遵守していないと認めるとき又は第12条の規定に違反したときは、指定を取消することができる。

2 市長は、指定を受けた者が前項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に違反した場合には、別に定める「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」の規定を準用し不利益処分を行う。この場合において、「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」中の「処理業者」を「再生利用指定業の指定を受けた者」に、「処理業許可」を「再生利用指定業の指定」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定する不利益処分に関する手続等については、別に定める「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要綱」、「川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要領」及び「川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」の規定を準用する。

(立入検査等)

第14条 市長は、指定を受けた者に対し、必要に応じ、法第18条に基づく報告徴収及び法第19条に基づく立入検査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

提出書類	添付書類
廃棄物再生利用指定 業事前協議申込書 (様式第1号)	1 事業計画地の周辺地図（事業計画地は、赤で囲うこと。） 2 事業計画全体のフローシート 3 事業計画地内の配置図（事業の用に供する施設、保管施設、重機、作業動

	<p>線等のわかるもの)</p> <p>4 営利目的でないことを説明する資料（建設汚泥に係るものを除く。）  (1) 再生輸送又は再生活用に要する費用、その積算根拠等を示した書類  (2) 再生輸送又は再生活用に関し、排出者から受け取る料金の単価を示した書類  (3) 再生品の価格、需要の見込み等を示した書類</p> <p>5 処理工程フローシート（再生活用業に限る。）</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>廃棄物再生輸送業事業計画書（様式第2号）</p>	<p>1 事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類</p> <p>2 一連の処理の工程図</p> <p>3 廃棄物の処理方法</p> <p>4 運搬車両・運搬容器の写真</p> <p>5 搬入搬出経路図及び付近の見取図</p> <p>6※ 廃棄物の種類ごとの保管日数並びに搬入及び搬出の能力</p> <p>7※ 事業計画用地の公図及び使用権原を証する書類</p> <p>8※ 積替え及び保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等、保管面積容量及び積み上げることのできる高さの計算書</p> <p>9※ 次の内容を記載した作業マニュアル  (1) 廃棄物の搬入・保管・搬出手順  (2) 受入時間及び作業時間  (3) 作業時の安全管理の方法  (4) 搬入時の廃棄物の種類・性状等の確認方法  (5) 作業中の廃棄物の飛散、流出等を防止する措置  (6) 振動、騒音、悪臭等の発生を防止する措置</p> <p>10※ 次の内容を記載した管理マニュアル  (1) 廃棄物の受入基準  (2) 施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法  (3) 公害防止設備の維持管理の方法  (4) 産業廃棄物管理票及び帳簿の管理方法</p> <p>11※ 設備・管理体制及び公害防止対策に関しては、設備の構造図等</p> <p>12 緊急時の連絡体制図</p> <p>13 営利目的でないことを説明する資料（建設汚泥を除く。）  (1) 再生輸送に要する費用、その積算根拠等を示した書類  (2) 再生輸送に関し、排出者から受け取る料金の単価を示した書類  (3) 再生品の価格、需要の見込み等を示した書類</p> <p>14 川崎市再生利用指定制度に関する要綱第11条から第13条までの規定について承諾することを示す書面</p> <p>15 その他市長が必要と認める書類</p> <p>※ 添付資料6～11については積替え保管を行う場合のみ。</p>
<p>廃棄物再生活用業事業計画書（様式第3号）</p>	<p>1 事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類</p> <p>2 次の内容を記載したフローシート  (1) 主な排出事業者、再生輸送業者及び有用物の取引先の名称、所在地  (2) 廃棄物の種類ごと及び再生利用方法ごとの受入量及び処理能力  (3) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処分先</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 事業計画地の周辺地図（事業計画地は、赤で囲うこと。）及び事業の用に供する土地・施設の使用権原を有することを確認できる書類</li> <li>4 事業計画地内の配置図及び処理工程フローシート</li> <li>5 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</li> <li>6 受入及び処理後の廃棄物保管場所の一覧表及びそれぞれの平面図、立面図、断面図、構造図及び保管容量計算書</li> <li>7 次の内容を記載した作業マニュアル <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の搬入・保管・搬出手順</li> <li>(2) 受入時間及び作業時間</li> <li>(3) 作業時の安全管理の方法</li> <li>(4) 搬入時の廃棄物の種類・性状等の確認方法</li> <li>(5) 作業中の廃棄物の飛散、流出等を防止する措置</li> <li>(6) 振動、騒音、悪臭等の発生を防止する措置</li> </ul> </li> <li>8 次の内容を記載した管理マニュアル <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の受入基準</li> <li>(2) 施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法</li> <li>(3) 公害防止設備の維持管理の方法</li> <li>(4) 帳簿の管理方法</li> <li>(5) 消火器、消火栓の場所を示した書類</li> </ul> </li> <li>9 設備・管理体制及び環境保全措置に記載された設備の一覧及び構造図</li> <li>10 搬入搬出経路図及び付近の見取図</li> <li>11 緊急時の連絡体制図</li> <li>12 関係法令の許可証、届出書等の写し等</li> <li>13 表示板の内容を記載した書類</li> <li>14 営利目的でないことを説明する資料（建設汚泥を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再生活用に要する費用、その積算根拠等を示した書類</li> <li>(2) 再生活用に関し、排出者から受け取る料金の単価を示した書類</li> <li>(3) 再生品の価格、需要の見込み等を示した書類</li> </ul> </li> <li>15 川崎市再生利用指定制度に関する要綱第11条から第13条までの規定について承諾することを示す書面</li> <li>16 その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
事業計画周知計画書 （様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 周知を図る区域の範囲が分かる見取図</li> <li>2 周辺住民等へ配布を予定している資料</li> </ul>
事業計画周知報告書 （様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 周辺住民等へ配布した資料</li> <li>2 周辺住民等から提出された意見の内容及びその対策を記載した書類</li> </ul>

別表2 修了すべき講習の種類（再生輸送業）

講習の種類	有効期間	条件
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）（注）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること

（注）第8条第3項の規定による申請の場合、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。

別表3 修了すべき講習の種類（再生活用業）

講習の種類	有効期間	条件
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）（注）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること

（注）第8条第3項の規定による申請の場合、既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。